

中央教育審議会大学分科会 大学教育部会（第4回）議事次第

1 日 時 平成23年8月22日（月）16:00～18:00

2 場 所 文部科学省東館 3F1特別会議室

3 議 題

(1) 大学教育の質の保証・向上について

(2) その他

4 配付資料

資料1-1 大学キャンパスに求められる機能・役割について（検討用資料）

資料1-2 空地・運動場に関する特区制度の全国化への対応について（案）

資料2-1 大学教育の主要課題について

資料2-2 学士課程教育に関する新たな検討について（案）

資料2-3 日本学術会議における大学教育の分野別質保証の審議状況

資料2-4 「日本の大学教育－三つの問題点」（金子委員提出資料）

資料3 履修証明制度の活用について

資料4 大学における教育情報の活用・公表に関する中間まとめ

資料5 大学教育部会の開催について（予定）



トップ > 政策について > 審議会情報 > 中央教育審議会 > 大学分科会 > 大学教育部会 > 大学教育部会 委員名簿

大学教育部会 委員名簿

委員

平成23年2月1日発令

浦野 光人	株式会社ニチレイ代表取締役会長, 公益社団法人経済同友会幹事, 財団法人産業教育振興中央会理事長
金子 元久	独立行政法人国立大学財務・経営センター教授 研究部長
長尾 ひろみ	広島女学院大学長
宮崎 緑	千葉商科大学教授, 政策情報学部長

臨時委員

平成23年2月21日発令

部会長	川嶋 太津夫	神戸大学大学教育推進機構教授
	佐々木 雄太	愛知県立大学長
	佐藤 弘毅	目白大学・目白大学短期大学部学長
副部会長	谷口 功	熊本大学長
	林 勇二郎	国立高等専門学校機構理事長
	吉田 文	早稲田大学教育・総合科学学術院教授

専門委員

平成23年5月25日発令

	荻上 紘一	独立行政法人大学評価・学位授与機構特任教授
副部会長	黒田 壽二	金沢工業大学学園長・総長
	高祖 敏明	学校法人上智学院理事長
	篠田 道夫	学校法人日本福祉大学常任理事
	鈴木 典比古	国際基督教大学長
	田中 愛治	学校法人早稲田大学理事・早稲田大学政治経済学術院教授
	長束 倫夫	千葉県立東葛飾高等学校教諭
	納谷 廣美	明治大学長
	濱名 篤	関西国際大学長, 学校法人濱名学院理事長
	山田 礼子	同志社大学社会学部教授, 同志社大学高等教育・学生研究センター長

計10名

* 黒田委員の発令日は平成23年2月21日

* 荻上委員の発令日は平成23年5月23日

* 長束委員の発令日は平成23年7月5日

* 役職は平成23年7月5日現在

お問い合わせ先

高等教育局高等教育企画課高等教育政策室

(高等教育政策室)

[文部科学省ホームページトップへ](#)

[ページの先頭に戻る](#)

お知らせ スポーツ 政策について 文化 白書・統計・出版物 申請・手続き 文部科学省について 教育 科学技術・学術

ご意見・お問い合わせ プライバシーポリシー リンク・著作権について アクセシビリティへの対応について

文部科学省 〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号
電話番号: 03-5253-4111(代表) 050-3772-4111 (IP 電話代表) 案内図

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

日本学術会議における大学教育の分野別質保証の審議状況

平成23年8月22日

日本学術会議 大学教育の分野別質保証推進委員会

一 文部科学省に対する「回答」取りまとめまで一

- 20年 3月25日 文部科学省・中央審議会大学分科会制度・教育部会
「学士課程教育の構築に向けて」（審議のまとめ）
- 5月22日 文部科学省高等教育局長からの審議依頼
- 6月26日 学術会議幹事会：設置提案の決定
- 8月14日 学術会議幹事会：委員委嘱の決定
- 9月12日 第1回会合 「『学士課程教育の構築に向けて（審議のまとめ）』について」（高祖園委員長）
- 10月29日 第2回会合 「高等教育の動向と質的保証」（東京大学教授・教育学部長 金子元久先生）
「イギリス高等教育の質・水準保証」（広島大学教授 安原義仁先生）
- 11月 6日 第3回会合 「理工系分野における大学教育の状況」（小林信一委員）
「大学教育と仕事との関係性について」（東京大学教授 本田由紀先生）
- 12月19日 第4回会合 「大学における『教養』教育の可能性」（小林傳司委員）
「グローバル化時代の大学教育—アメリカの大学及びICUの教養教育を中心に」（藤田英典幹事）
- 12月24日 文部科学省・中央教育審議会「学士課程教育の構築に向けて」（答申）
- 21年 1月22日 学術会議幹事会：3分科会の設置と2分科会の委員の委嘱の決定
・教養教育・共通教育検討分科会（第1回分科会：2月26日～）
・質保証枠組み検討分科会（第1回分科会：3月16日～）
- 2月下旬～3月上旬 親委員会委員等による英国での分野別質保証に関する実情調査
- 4月6・7日 学術会議総会での審議状況の報告
- 5月14日 学術会議幹事会：大学教育と職業との接続分科会の委員の委嘱の決定
・大学教育と職業との接続検討分科会（第1回分科会：6月9日～）
- 7月～8月 各分科会での審議と並行して
・関係団体等との意見交換（国大協、公大協、私大団連、大学基準協会等）
・学術会議を構成する各部への説明・審議
- 10月19日 学術会議総会・各部会での審議状況の報告と分野についての検討依頼
- 11月23日 公開シンポジウム「大学教育の分野別質保証を考える」での今までの検討結果の報告並びに聴衆との意見交換（東京大学安田講堂）
- 21年 4月 5日 学術会議総会での審議状況の報告
- 4月24日 3認証評価機関と日本学術会議との共催シンポジウム
「これからの大学教育の質保証のあり方—大学と評価機関の役割—」
第1回「わが国の質保証システムの実質化に向けて」（上智大学10号館講堂）
- 5月15日 共催シンポジウム第2回「大学側からみた質保証の課題」（一橋記念講堂）
- 5月29日 共催シンポジウム第3回「大学側からみた質保証の課題」（関西大学BIGホール）
- 6月15日 第5回会合 「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会 報告書案について」
「教育課程編成上の参照基準 マニュアルとサンプルについて」
- 科学と社会委員会による回答案の内部査読
- 7月22日 学術会議幹事会：回答案を審議・了承
- 8月17日 「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」を、日本学術会議会長から文部科学省高等教育局長に対して手交

各分科会の審議経過

質保証枠組み検討分科会	教養教育・共通教育検討分科会	大学と職業との接続検討分科会
<p>平成 21 年</p> <p>3 月 16 日 第 1 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・英国調査の報告 ・分野の認定並びに選考についての基本的考え方 ・今後の進め方 <p>4 月 16 日 第 2 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育の「質」保証 (川嶋太津夫委員) ・大学教育の分野別質保証 (吉川裕美子幹事) <p>4 月 30 日 第 3 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高等教育の質保証 (大学評価・学位授与機構教授、中教審大学分科会副分科会長 荻上敏一先生) ・大学教育の日本の特徴と 評価面 (荻谷剛彦委員) <p>5 月 27 日 第 4 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学学習効果とその測定 (長崎大学アドミッションセンター 木村拓也先生) ・専門教育における学修目標の提示と達成度の確認 (浦川道太郎委員) <p>6 月 12 日 第 5 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野別の教育課程編成上の参照基準について <p>7 月 1 日 第 6 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野別の教育課程編成上の参照基準について ・「分野」並びに分野別の審議に関する諸問題について <p>7 月 22 日 第 7 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回議題を引き続き審議 <p>8 月 10 日 第 8 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回議題を引き続き審議 <p>8 月 31 日 第 9 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回議題を引き続き審議 <p>10 月 14 日 第 10 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回議題を引き続き審議 ・報告書案について <p>平成 22 年</p> <p>1 月 15 日 第 11 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様化・機能分化時代における分野別参照基準づくりの課題 (関西国際大学学長 濱名篤氏) <p>2 月 22 日 第 12 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参照基準のマニュアルについて ・他分科会の報告書案について <p>4 月 26 日 第 13 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書案について 	<p>平成 21 年</p> <p>2 月 26 日 第 1 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由討議 ・今後の進め方 <p>3 月 10 日 第 2 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これからの学士課程教育 (川嶋太津夫委員) ・異領域必要知一対大衆を市民へ (河合幹雄委員) <p>4 月 17 日 第 3 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「21 世紀型」市民をどう考えるか (荻部直委員) ・理系大学教育 現状と改革案 (三田一郎委員) <p>5 月 18 日 第 4 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報化時代の教養とスキル (鈴木謙介委員) ・デジタル社会のエンサイクロペディアと教養教育 (吉見俊哉委員) <p>5 月 22 日 第 5 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語の教育と教養教育 (塩川徹也委員) ・教養・知的基盤教育の課題 -放送大学を例にして (松本忠夫委員) <p>6 月 12 日 第 6 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学教育の改善に向けて (山田礼子委員) ・教養・共通教育：その多様性と支える仕組み (小林信一委員) <p>6 月 25 日 第 7 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学と教養 (国際日本文化研究センターセンター長 長瀬木武徳先生) ・日本のリベラル・アーツの歩みとこれから (長谷川壽一委員) <p>7 月 7 日 第 8 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分野別の教育課程編成上の参照基準について ・日本の展望委員会のための報告書案について <p>7 月 22 日 第 9 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回議題を引き続き審議 <p>8 月 6 日 第 10 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書の全体構成案について <p>9 月 1 日 第 11 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の展望委員会のための報告書案について ・大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会分科会報告書案について <p>11 月 17 日 第 12 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回議題を引き続き審議 <p>12 月 4 日 第 13 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公開シンポジウムの報告 ・報告書の最終的とりまとめ方針について <p>平成 22 年</p> <p>2 月 10 日 第 14 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本の展望委員会のための報告書案について ・大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会分科会報告書案について <p>4 月 16 日 第 15 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教養教育・共通教育検討分科会報告書案について 	<p>平成 21 年</p> <p>6 月 9 日 第 1 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自由討議 ・今後の進め方 <p>6 月 23 日 第 2 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育の推進と、学校教育の職業的レリバンスを高めるか (児美川孝一郎幹事) ・大学と就社の接続について (久本憲夫副委員長) <p>7 月 7 日 第 3 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育における職業的イレリバンスの十大要因 (田中萬年委員) ・日本の大卒就職の特殊性を問い直す -QOL 問題に着目して (本田由紀幹事) <p>7 月 21 日 第 4 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本型雇用システムにおける人材養成と学校から仕事への移行 (濱口桂一郎委員) ・教育と労働と社会 -教育効果の観点から (矢野真和委員) <p>7 月 28 日 第 5 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門分野別評価と職業教育 (北村隆行委員) ・労働教育と就職活動について (逢見直人委員) <p>8 月 21 日 第 6 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今までの審議の整理と今後の審議の在り方の検討 <p>9 月 10 日 第 7 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の審議のための問題提起 <p>9 月 30 日 第 8 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回議題を引き続き審議 <p>10 月 13 日 第 9 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書の骨子案について <p>10 月 27 日 第 10 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回議題を引き続き審議 <p>11 月 10 日 第 11 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回議題を引き続き審議 <p>12 月 1 日 第 12 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回議題を引き続き審議 <p>12 月 22 日 第 13 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学教育の職業的意義等について <p>平成 22 年</p> <p>1 月 26 日 第 14 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たなセーフティネットの構築 (駒村康平委員) ・報告書案について <p>2 月 9 日 第 15 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就職活動と採用活動の現状と未来 (株式会社ジョブウェブ代表取締役 社長 佐藤孝治氏) ・報告書案について <p>2 月 23 日 第 16 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他分科会の審議状況について ・報告書のとりまとめについて <p>3 月 23 日 第 17 回分科会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書案について

－文部科学省に対する「回答」取りまとめ以降－

1. 課題別委員会の審議の継承

(1) 大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会

設置期限：平成20年6月26日～平成23年6月25日

- ・平成22年7月22日に「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」を取りまとめ、同年8月17日に文部科学省高等教育局長に対して手交
- ・上記回答を取りまとめた後、特に大学教育と職業との接続に関する問題を重視し、東京大学並びに朝日新聞社との共催で連続公開シンポジウムを開催
平成22年11月2日「大学生の就職をめぐる諸問題と当面の打開策」
平成22年12月20日「大学教育と産業社会の関係について考える」
- ・並行して、各分野における具体的な参照基準の策定作業に着手するとともに、学位に付記する専攻分野の名称の在り方についての審議も開始

(2) 大学教育の分野別質保証推進委員会

設置期限：平成23年6月26日～平成26年3月31日

- ・「在り方検討委員会」の審議を継承し、分野別の参照基準の策定作業を進めるとともに、学位に付記する専攻分野の名称の在り方についても引き続き審議を継続
- ・委員会の構成員は分科会も含めてすべて「在り方検討委員会」を継承しているが、本年10月の第22期の開始と伴に学術会議の会員・連携会員に異動が生ずるため、本委員会の構成員についても一定の見直しを行う予定。
- ・新たな分野における参照基準の策定作業についても、本年10月以降に速やかに検討体制を整備し具体的な審議に着手する予定。

2. 個別の課題の審議状況

(1) 分野別の参照基準の策定

※ 以下の2分野において、設置期限の期間中できるだけ早期に審議結果を取りまとめる予定
(先行して参照基準の策定に着手した2分野を、他の分野での参照基準策定のモデル的なものとして位置付けることを想定)

① 言語・文学分野の参照基準策定分科会

設置期限：平成22年10月4日～平成24年3月31日

第1回：平成22年12月27日「今後の進め方について」

第2回：平成23年 2月17日「言語・文学分野の参照基準の策定について」

第3回：平成23年 4月22日「言語・文学分野の参照基準について」

第4回：平成23年 5月20日「委員からのヒアリング」

第5回：平成23年 6月17日「委員からのヒアリング」

第6回：平成23年 8月12日「言語・文学とは何か？ 教育、とりわけ大学教育の対象となる言語・文学とは何か？」

② 法学分野の参照基準策定分科会

設置期限：平成22年11月25日～平成24年3月31日

第1回：平成23年 2月28日「今後の進め方について」

第2回：平成23年 4月19日「法学分野の参照基準の策定について」

第3回：平成23年 5月30日「英国QAAサジェスト・ベンチマーク・ステートメントについて」

第4回：平成23年 6月20日「大学の大衆化を前にした法学教育の在り方について」

(2) 学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会

設置期限：平成22年10月4日～平成23年12月31日

設置：平成22年10月 4日（設置期限：平成23年12月31日まで）

第1回：平成22年12月27日「学位に付記する専攻分野の名称の在り方について」

第2回：平成23年 1月31日「学位に付記する専攻分野の名称の在り方について」

第3回：平成23年 3月 2日「今後の検討の方向性について」

第4回：平成23年 4月25日「今後の検討の方向性について」

第5回：平成23年 5月23日「報告書構成案について」

第6回：平成23年 6月13日「文部科学省担当者からのヒアリング」

第7回：平成23年 7月15日「報告書構成案について」

第8回：平成23年 8月10日「ディプロマ・サプルメントについて」

(3) 理工農系分野における参照基準策定のための共通方針の検討（親委員会）

※ 特に自然科学系の分野に関して、分野別参照基準の策定が、却って学士課程段階での教育に過剰な専門主義を持ち込む等のことにならないよう、個別の分野での参照基準の策定作業に着手する前に総論的な検討を行い分野共通の留意事項を取りまとめた。

第1回：平成22年11月 2日

第2回：平成22年12月 7日（拡大役員会として開催）

第3回：平成23年 4月28日

第4回：平成23年 6月 9日

(6月25日に「理工農系分野における分野別参照基準の検討に際して留意していただきたいこと」を取りまとめ)

現時点での各分野の審議の状況

—実際に参照基準の策定に着手する前提となる大きな方向性についての検討—

1. 言語・文学分野

(1) 分野設定の着眼点

- ・言語・文学分野に包含される多様な学問分野（言語学、語学・言語教育学、一般文学研究、各国（地域）文学研究、古典・古典語研究等）を一つに括り、分野共通の根幹と相互の連関とに焦点化。同時に、言語及び言語によって織りなされる文章（テキスト）の運用能力が、あらゆる文化と学問の生成を可能にする基盤であることに着目する。

(2) 言語・文学分野の基本属性

- ・人間は言語によって自己と他者と社会と世界に関わるのであり、文章（テキスト）の読解・作成能力は、社会生活・職業生活のあらゆる場面、そして学問にとって不可欠のスキル。
- ・言語・文学は、言語の習得を行う「予備学」（初等中等教育～大学の共通教育・教養教育）としての役割を担うとともに、それ自体が実践と理論的考察の直接的対象でもあること。

(3) 二つのアプローチの存在と、両者の相互依存性とを考慮した教育課程編成

○実践的アプローチ（スキルの習得とその実践）

- ・自国語（日本語）：言語の公共的使用能力を開発し、また高度の精神文化の表現を可能にする。
- ・国際共通語（英語）：文化や言語を異にする他者との協働・交流の道具として学ぶ。
- ・外国語：文化・制度・慣習等を異にする他国・他地域の言語を学ぶ。

○理論的アプローチ（言語・文学とそれに関連する事象の反省的な考察）

- ・言語学：言語そのものを考察の対象とする。
- ・文献研究：古典を中心として、書かれたテキスト（文書・文献）の総体を考察の対象とする。
- ・文学研究：文学テキストのみならず、言語以外の表現媒体の力を借りた多様な文化的産物（演劇、映画、マンガ等）も対象に含める。

2. 法学分野

(1) 学士課程段階の法学教育の再定義（リステイトメント）

- ・法科大学院制度の導入に伴う諸課題の検証と法学教育体系全体の再整理：法律職や公務員以外の進路選択者にとって法律学を身に付ける意味は何か？
- ・「学生の多様化」が不可避免的に突き付ける法学教育の見直し：従来型の法学部教育（憲民刑法の体系的理解）にはついていけない学生達に何を学ばせるのか？

(2) 大衆を市民へ — 一般的な法学教育の出口としての「法的市民」の養成

教養的法学教育を通じた法規範の内面化や、基礎法学、政治・行政学などの伝統的な法学教育に加えて、「法システムの利用者」としての新しい法学教育の可能性

- ・利用のためのノウハウ、困ったらどこに相談する？（不動産売買、相続、交通事故）
 - ・訴訟・紛争場面ではない日常場面でのノウハウや交渉など（労働条件、ルール作り）
- ※日本社会の実態と欧米輸入学問とのギャップに対する自覚の重要性：世間学
※公務員や隣接法律家の養成など、進路を明確にした法学教育プログラムの編成も

(3) 社会の変化に対応した法学の自己変革

グローバル化の進展や公と私の区別の変容等に対応した、新しい法学研究／教育の推進（法律英語、中国・インド研究、個人情報管理、ネット社会への対応）

学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会の審議状況

○ 基本的な立場

日本の学位の国際的通用性という観点を中心に、学位に付記する専攻分野の名称に関する基本的な考え方を提言する。

○ 検討の方向性

学位に付記する専攻分野の名称は、学位を与える課程（プログラム）を反映した、合理性と国際的通用性とを備え、かつシンプルなものとする。

・ 国際的通用性の観点から、学位の英名表記に対する共通方針を提示する

主要国における学位の英名表記が、①レベル (Bachelor, Master, Doctor)、②拠って立つ学問分野、③教育課程編成上の重点分野、を階層的に「① of ②」ないし「① of ② in ③」という形で表す構造をなすことによって、国内外の通用性を確保している点に留意する。

あるいはディプロマ・サプルメント（学位証書補足資料）の併用によって教育課程編成の特性を表し、学位の英名表記に具体的な重点分野を記さない手法をとることも考えられる。

※ 学位に付記する専攻分野の名称と、各大学の教育組織の固有名称とを一致させるという広く見られる現象は、日本に特有のものであること。

・ 学位の和文表記に、英名表記の階層性の考え方を投影する

学士の学位に付記する専攻分野の名称については、学士課程におけるカリキュラム（教育課程）が、核となる分野の専門教育と教養教育・共通教育から構成されることに目を向け、学生がコアとして何を学んだかが的確に表されるものとする。ただし、その名称は、関連する分野で一般性かつ通用性のあるものとする。また、学際・複合分野のカリキュラムの場合は、構成要素となっている分野を複数並列することも必ずしも排除しない。

※ 日本学術会議から文部科学省高等教育局への「回答 大学教育の分野別質保証の在り方について」（平成22年7月22日）の基本的な考え方に準拠すること。

- (1) 大学の個性化・特色化に伴う教育の多様性の良い面が損なわれないよう配慮
- (2) 教育内容に対する大学の自主性・自律性を尊重
- (3) 学生の視点に立ち、大学で専門学術分野の基礎を学ぶ意義を明確化

**理工農系分野における分野別参照基準の検討に際して
留意していただきたいこと**

平成23年年6月24日

大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会

本文書の作成にあたり、以下の方々にご協力をいただきました。

岩澤康裕 (第三部会員) 電気通信大学大学院教授
柘植綾夫 (第三部会員) 芝浦工業大学学長

1. 本文書の目的

日本学術会議は、平成22年7月22日に「大学教育の分野別質保証の在り方について（回答）」をとりまとめ、その後、各分野において「分野別の質保証のための教育課程編成上の参照基準」（以後、分野別参照基準）の策定のための検討を開始した。

同回答においては「分野は細分化すれば際限がないが、学士課程教育として、独立して系統的な教育課程を編成する意義を有するレベルであることが不可欠であり、また、初めから細分化された個々の分野の論理を打ち出すのではなく、最初にできるだけ普遍的な理念・哲学を共有して、その後、必要に応じて細かな単位の分野を取り上げていくということが合理的である。」としている。

本文書はこの指摘を踏まえて、分野別参照基準の検討に際して留意していただきたい共通的事項をあらかじめ整理することにより、個別分野の検討が、上記回答で示された理念・哲学の下で、理工農系全体として一定の調和を示すことを期待するものである。

各分野での参照基準の策定に際しては、上記回答中の付録「大学教育の分野別の質保証のための教育課程編成上の参照基準について―趣旨の解説と作成の手引き―」に示された方針とともに、本文書を役立てていただければ幸いである。

2. 分野別参照基準の検討において共有していただきたいポイント

【学問を取り巻く環境条件の変化への対応】

(1) 学問分野間の境界の流動化を踏まえつつ、不変な基本を明確にするよう検討すること。

自然科学の対象とその認識方法が変化し、従来のような学問の縦割りを越境した思考が必要になるなど、学問分野の境界は流動化しつつある。しかしそのような変化に適切に向かい合うためには、知的に開かれた態度を涵養しつつ、自らの認識の基軸をしっかりと形成することが重要であり、このために、参照基準の策定を通じて各分野での不変の基本を明確にしていくことが望まれる。

(2) 今日的な社会的課題に関して、探求のみならず、学問を通じた「世界への関与の仕方」を同定すること。

学問に対する社会的期待の変化が生じている。環境、資源、安全等の社会的課題への新しい探求の枠組が出現し、学問の社会に対する責任も変化してきている。こうした変化に向き合い、各分野の学問を学ぶことを通じて身につけるべき「世界への関与の仕方」について同定することが望まれる。このことは、基礎的、応用的にかかわらず、すべての分野において検討がなされるべきである。

【学士課程における理工農系分野の教育で重視すべき点】

(3) 理工農系分野に共通する科学的な方法論や思考パターンに配慮すること。

科学的な方法論や思考パターンの習得は、理工農系分野全般に共通する学士課程教育の基本的な目標である。実験や観測をデザイン(実験装置、測定方法、対照実験、条件の制御等々)し、その結果を評価することは、科学的な方法論や思考パターンの習得に不可欠な重要性を持つものであり、各分野の参照基準の検討において、このことへの十分な配慮がなされることが望まれる。

(4) 自然科学の基本を学ぶことと個別の専門分野を学ぶこととを単純に別個のものとして位置づけないこと。

例えば、数学、物理学、化学、生物学、地学などは、理工農系分野共通の基礎的学問であると考えられるが、このことは、これらの学問を単純に共通基礎教育として位置づけるべきだということの意味しない。学士課程においては、専門の学習と関連付けて自然科学の基本を学ぶという視点も重要であり、多様な選択肢がありうることに配慮する必要がある。

【分野別参照基準の策定の方針について】

(5) いわゆる「専門教育」に相当する内容は、できるだけ精選されるべきこと。

専門分野の細分化、高度化の傾向は明らかであるが、学ぶべき内容をいたずらに多数列挙するのではなく精選するよう配慮する。ただしこのことは、学士課程で基礎・基本をしっかりと身につけることを重視することと表裏一体のものであり、単純に専門教育を縮小して徒に幅広い内容の学習を奨励するものではない。

(6) 「出口」の多様性の中でも共通する基本的素養を同定するとともに、各大学による多様な選択が可能になるように広がりのある記述をすることについても配慮すること。

理工農系分野では、学部卒で就職する者がいる一方で大学院進学者も多いが、学士課程教育は決して大学院にそのまま接続する準備教育ではなく、それ自体独自の教育課程であり、そこでの一定の完成を目指すものである。他大学の大学院への進学や異分野への進学、社会人のリカレント教育等が拡大する中で、学士課程教育で身に付けるべき基本的素養を明確化することは重要である。またその際は、大学によって学士課程教育の到達目標が多様であることにも配慮し、ある程度広がりのある記述とすることが望まれる。

【技術者教育との関連について】

(7) 工学教育と技術者教育の関連について配慮すること。

工学教育（一部の理学や農学の分野も含む）に関しては、JABEEによる認定制度などがすでに存在しているが、ここで検討される分野別参照基準は、前述の「回答」にも述べられているとおり、あくまで「学士課程教育の一般的質保証」を目的とするものであり、この点において、特定の専門職の養成課程の質保証のために構築された枠組みとは区別されるものである。このことに留意しつつ、「両者が徒に矛盾することがないように十分な注意を払う」ことが望まれる。

3. 参考 「大学教育の分野別質保証の在り方について (回答)」中の主な関連記述

(1) 分野別参照基準の検討に際しての留意事項

- ・大学教育の多様性を損なわず、教育課程編成に係る各大学の自主性・自律性が尊重される枠組みを維持すること
- ・学生の立場から、将来職業人として、あるいは市民として生きていくための基礎・基本となる、真に意義あるものをしっかり身に付けられることが意図されていること
- ・各学問分野に固有の特性に対する本質的な理解を基盤とし、それに根差した教育の内容が明示されること

(2) 分野別参照基準の主要な構成要素

① 各学問分野に固有の特性

従来多くの場合暗黙知とされてきた、分野に固有の「世界の認識の仕方」・「世界への関与の仕方」について、学問的な観点から同定する。

② すべての学生が身に付けるべき基本的な素養

当該分野に固有の特性を踏まえて、学生が身に付けるべき基本的な知識・理解と能力について、現実に関与して生きていく上での有用性（短期的・直接的なものだけでなく、価値や倫理等も含む）という観点に照らして中核となるものに絞り込み、それらの意義を明確化した上で、一定の抽象性と包括性を備えた形で記述する。

③ 学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方

単に知識や理解を付与するだけでなく、それを実際に活用できる力を培うための学習方法や、その成果の評価方法が重要であることから、これらについての基本的な考え方を述べるものとする。

(3) 専門職の養成課程に関する質保証との関わり

分野別の質保証に関して、工学系分野においてはJABEEによる教育課程の認定制度が存在しており、また医歯薬看護の分野においては、国の関与の下にコアカリキュラムが策定されていることはよく知られている。

これらと参照基準との違いは何か。ひと言で言えば、特定の専門職の養成課程に関する質保証と、学士課程教育の一般的な質保証との違いであるとしてよいだろう。・ ・

例えば工学のように、専門職としての質保証も重要である一方で、学生の進路も多様であるような分野においては、JABEEによる認定制度が存在していても、分野別の教育課程編成上の参照基準を策定することが考えられるが、この場合、両者はそれぞれ独自の趣旨を有し、本質的に競合し合うものではないことが適切に理解され、各大学が自主的に取捨選択して活用することが望まれる。

今後新しく参照基準の作成に着手する分野の候補

- ・第22期の学術会議の会員・連携会員が任命される本年10月以降、新たな分野における参照基準の策定について速やかに検討体制を整備し、具体的な審議に着手する予定
- ・現時点において、当面新たに追加する分野として以下を想定している。

1. 第一部関係（人文・社会科学）

経営学：経営学委員会の下に設置された「経営学教育の在り方検討分科会」において検討を行い、10月以降速やかに参照基準の策定に着手することを決定

平成22年11月22日 経営関連学会協議会主催シンポジウム「経営学教育の質保証」
平成23年2月19日 日本学術会議公開シンポジウム「学士課程教育における経営学教育の在り方－経営学教育の質保証に向けて」

史学：史学委員会の下に設置された「歴史認識・歴史教育に関する分科会」において検討を行い、地域史、経済史、法制史等の分野も含めた体制の下で10月以降に参照基準の策定に着手する方向で検討中

地域研究：地域研究委員会の下に設置された「大学教育の分野別質保証検討分科会」において、10月以降に地域研究、地理学、人類学の3分野の対応を検討する予定

2. 第二部関係（生命科学）

生物学：基礎生物学委員会（分子生物学等）と統合生物学委員会（生態学等）とが合同した体制の下で、10月以降に参照基準の策定に着手する方向で検討中

家政学：健康・生活科学委員会の下に設置された「生活科学分科会」において、10月以降に参照基準の策定に着手する方向で検討中

3. 第三部関係（理学工学）

機械工学：機械工学委員会の下に設置された「機械工学ディシプリン分科会」が今まで独自に積み重ねてきた検討結果をベースにして、10月以降に参照基準の策定に着手する方向で検討中

物理学：課題別委員会の北原委員長自らの参画の下に、10月以降に参照基準の策定に着手する方向で検討中。

回答 大学教育の分野別質保証の在り方について

(平成 22 年 7 月 22 日 日本学術会議)

(要旨)

○ 作成の背景

平成 20 年 5 月、日本学術会議は、文部科学省高等教育局長から学術会議会長宛に、「大学教育の分野別質保証の在り方に関する審議について」と題する依頼を受けた。依頼を受けて日本学術会議では、同年 6 月に課題別委員会「大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会」を設置し、9 月に第 1 回の委員会を開催し具体的な審議を開始したが、同年 12 月まで計 4 回の審議を行う中で、以下の理由から、委員会の下に 3 つの分科会を設置し、さらに具体的な審議を進めることとした。

分野別の質保証の在り方について検討するということは、基本的に各分野の専門教育を対象とすることになる。しかし一方で教養教育・共通教育も行われており、これらと専門教育との関連についても同時に検討がなされなければ、大学教育における専門教育の在り方についての議論が一面的なものにならざるを得ない。また、学生が職業生活に移行する際に、とりわけ文系の分野を中心に、大学教育の成果が殆ど顧みられないということに加え、むしろ早期化、肥大化する就職活動によって、分野を問わず大学教育自体の円滑な実施に困難を来している状況が起こっている。このような現実から目をそらしては、説得力を持つ議論にはならないであろう。

このため、文科省からの依頼を直接的に検討するために「質保証枠組み検討分科会」を設置するとともに、教養教育・共通教育の在り方に関して検討するために「教養教育・共通教育検討分科会」を、大学と職業との接続に関わる問題に関して検討するために「大学と職業との接続検討分科会」をそれぞれ設置し、平成 21 年以降は、3 つの分科会が相互に緊密な連携を保持しつつ、それぞれの課題について審議を進めてきた。

本報告書が三部構成となっているのはこのような理由による。

第一部 分野別の質保証の枠組みについて

1. 現状及び問題点

中央教育審議会の答申は、グローバル化が進行する中での大学教育の国際的通用性の問題や、産業の持続的発展を担う人材育成の重要性等に鑑みて、大学教育の一層の質の向上が求められている一方で、入試を通じた入口での大学の質保証機能が低下していることを指摘し、大学教育の質の維持・向上に向けた、実効ある改革が必要であるとしている。

そして同答申は、「日本の学士が、いかなる能力を証明するものであるのかという国内外からの問いに対し、現在の我が国の大学は明確な答えを示し得ず、国も、これまで必ずしも積極的にかかわろうとしてこなかった。」と述べ、各大学における取組みを促進・支援するため、学士課程共通の学習成果に関する参考指針として、「各専攻分野を通じて培う学士力」を掲げた。

同答申が「学士力」を提示したことには相応の意義が認められるが、日本の学士課程教育の殆どが、特定の専門分野の教育を行うことを標榜する学部・学科として開設されていることに鑑みると、それだけでは、実際の教育課程への対応性という点で大きな制約があると言わざるを得ず、分野別に学士課程教育の質保証を図る枠組みを構築することが必要である。

2. 提言等の内容

分野別の質保証の核となる課題は、学士課程において、一体学生は何を身に付けることが期待されるのかという問いに対して、専門分野の教育という側面から一定の答えを与えることにあるが、その検討の際には、以下の点に十分留意すべきである。

- ・ 大学教育の多様性を損なわず、教育課程編成に係る各大学の自主性・自律性が尊重される枠組みを維持すること
- ・ 学生の立場から、将来職業人として、あるいは市民として生きていくための基礎・基本となる、真に意義あるものをしっかり身に付けられることが意図されていること
- ・ 各学問分野に固有の特性に対する本質的な理解を基盤とし、それに根差した教育の内容が明示されること

以上を踏まえ、具体的な分野別の質保証の枠組みとして、以下を主要な内容とする「分野別の教育課程編成上の参照基準」についての考え方を取りまとめた。

① 各学問分野に固有の特性

従来多くの場合暗黙知とされてきた、分野に固有の「世界の認識の仕方」・「世界への関与の仕方」について、学問的な観点から同定する。

② すべての学生が身に付けるべき基本的な素養

当該分野に固有の特性を踏まえて、学生が身に付けるべき基本的な知識・理解と能力について、現実にながら生きていく上での有用性（短期的・直接的なものだけでなく、価値や倫理等も含む）という観点に照らして中核となるものに絞り込み、それらの意義を明確化した上で、一定の抽象性と包括性を備えた形で記述する。

③ 学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方

単に知識や理解を付与するだけでなく、それを実際に活用できる力を培うための学習方法や、その成果の評価方法が重要であることから、これらについての基本的な考え方を述べる。

今後、引き続き学術会議において各分野の参照基準を順次策定していくが、各大学はこれを参照して、それぞれの学部・学科の教育課程の学習目標を十分な具体性を備えた形で同定するとともに、それを効果的に達成するという観点からカリキュラムを編成し、学士課程の教育の質を高めていくことが重要である。

第二部 学士課程の教養教育の在り方について

1. 現状及び問題点

教養教育をめぐっては、戦後の新制大学に「一般教育科目」を中心とする関連科目が導入されて以来長らく議論が行われてきたが、現在においてもその在り方が明確にされたとは言い難い。

歴史的な事実として、戦後の新制大学に制度として導入された教養教育の原点は、米国の大学の教養学部のカリキュラムであり、その中心理念は、民主主義社会を担う市民の育成ということにあった。そして米国の大学では、教養教育と専門教育とは基本的な趣旨を異にし

つつも、幅広く学びながら徐々に専門分野（メジャーとマイナー）を決めていくという構造の中で緩やかにつながっており、そのことが両者の関係の基盤となっている。

日本における教養教育をめぐる議論は、当初から市民の育成という理念に対する認識が希薄であり、しかも日本の大学においては最初から専門が決まっているにもかかわらず幅広く学ぶことを求められるという構造上の問題があることにも自覚的でなかった。このため、茫漠とした「教養」という語の意味を概念化することなく、大学設置基準大綱化以前の前期・後期という課程区分に制約・影響された結果、教養教育を専門教育の準備教育として如何に機能させるかということに主要な関心が向けられることになっていった。このように教養教育を巡る議論や検討の仕方には、ある種の無理が内在していると言わざるを得ない。

2. 提言等の内容

まず、現在の大学で行われている教養教育の多様性を認めつつ、その原点が民主主義社会を支える市民の育成にあることを再確認することが必要である。大学においては、各分野の学士課程教育において、専門教育と教養教育、それぞれの教育理念とのバランスに配慮した学習目標を定めて、それを実現するカリキュラムを編成すべきである。科目区分としての専門教育と教養教育とがどのように組み合わせられるのかは、あくまで学習目標を達成する上での最適化という観点から判断されるべきことであり、そこにおいて教養教育が常に専門教育に先行して行われるべき必然性はない。

一方、市民的教養自体が、戦後から現在にいたる時代の変遷の中で大きく変容してきており、大学がユニバーサル化した現代にあっては、かつての「豊かな人生」へのパスポートとしての教養概念は既に失効して久しい。市民性を、社会の公共的課題に対して立場や背景の異なる他者と連帯して取り組む姿勢と行動として再定義した上で、現状の課題や困難を、未来において作り変え、改善されるべき対象と考えるような想像力、構想力を培うことが教養教育の重要な内容となる。

市民としての連帯の背骨となる新たな知の共通基盤を形成する上で、例えば、現代社会の諸問題を、一義的な正解の存在しない問題として徹底的に思考させることや、新たな科学技術リテラシー教育を含む、分断されている文系と理系の橋渡しに寄与する取組みは重要な意義を持つであろう。

コミュニケーション能力の育成に関しては、一方的な情報伝達ではない「対話」という視点を重視すべきである。そこでは、自らとは異なる意見、感覚を持つ人々と出会い、「聴く」能力の育成が課題となる。同時に、合意できないものは合意できないままに協働の可能性を探る、あるいは意見の対立を残しつつ決定する、といった「賢慮」を培うことも忘れてはならない。また、特に言語能力ということ言えば、日本語のしっかりした運用能力を鍛えることがすべての基本となることを認識し、教育方法の開発を含めて、そのための取組みを充実すべきである。

この他、英語教育・外国語教育の在り方や、インターネットの可能性と問題点、芸術や体育の持つ意義等について述べるとともに、教養教育を担う教員の資質自体が危機的な状況にあることに警鐘を鳴らし、最後に、社交空間でもある大学の存在自体が、「隠れたカリキュラム」として学生の人間的な成長に重要な役割を果たすものであることを指摘する。

第三部 大学と職業との接続の在り方について

1. 現状及び問題点

バブル経済の崩壊以降、卒業時に安定した就職先を得ることができず、結果として不安定な形の就労を余儀なくされる大学卒業生が増加しているが、非正規雇用での就労や無業の時期を経験した者は、その後に正規雇用の職を得ることが困難になるという日本の労働市場特有の構造が、若者の就職問題を一層苛酷なものにしている。

こうした中、学生の就職・採用活動は、早期化と長期化の傾向を一層強めつつ、しかしその効率性には少なからぬ疑問が差し挟まれる状況にあり、多くの学生を疲弊させるとともに、企業にも徒労感をもたらしていると言われる。また、企業が学生に対して高い能力を求めるようになってきたとされる一方で、特に文科系の分野を中心に、企業が求めるものと学生が大学で学ぶこととの間にずれが存在している可能性について、従来必ずしも真摯に検討されてきたとは言えない。

問題状況の背後には、低成長時代に入った日本経済の下で正規雇用が縮小する一方で、この間大学進学率が上昇を続けたため、労働市場の需給バランスが変化したという構造的要因があるが、未だ、大学、企業・産業界、政府いずれの取組みも、こうした構造的要因を踏まえて、従来の大学と職業との接続の在り方自体を変革しようとする動きにまでは到っていない。

2. 提言等の内容

かつての日本社会においては、若者が学校から職業へのスムーズな移行を遂げていくことが自明視されてきた。しかしそうした状況は既に過去のものであり、「移行」に恒常的に大きな困難が伴うようになった現状を直視し、状況の打開に向けた道筋を抜本的に構築しなければならない。

その根幹をなすことの一つが、文字通り「大学と職業との接続の在り方」を改善することであり、端的にそれは大学教育の職業的意義を向上させ、社会がそれを適切に評価することに他ならない。第一部で述べた分野別の参照基準の策定は、職業人として求められる能力と、分野の哲学・理念とを統合するものとして、各大学での教育改善の支援に重要な役割を果たすと考える。参照基準の策定に際しては、分野によって職業的な能力形成に寄与する在り方も多様であることについて適切に整理し、学生がありのままの姿を理解できるようにすることも重要である。

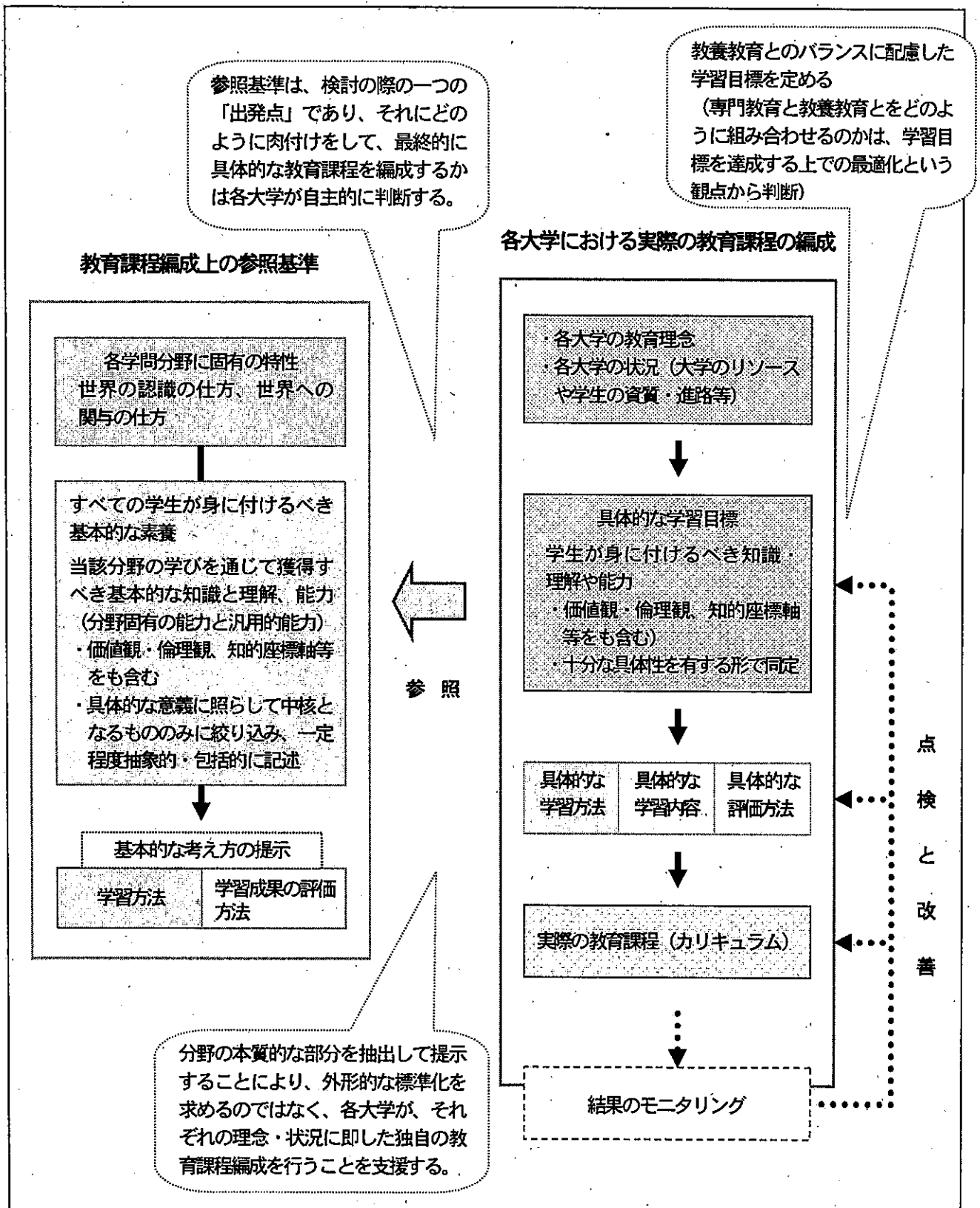
また、今後の産業社会の在り方を構想すれば、経済のグローバル化に対応しつつ、多様な局面で人々が自らの力を発揮し高めていけるようにするという視点が重要である。このため、例えば正社員と非正社員の二極分化がもたらす社会的な行き詰まりに対する手当として、職業上の専門性を媒介に、均衡した処遇がなされる労働市場を形成していく等の取組みが求められるが、そこで大学が担う役割は大きい。今後の大学は、さらに専門分野の編成の在り方の変革や、大学以外の教育訓練機関との連携などについても積極的に取り組んでいくことが期待される。

最後に就職・採用活動の在り方に関して、まずは対策の枠組みを大きく広げることが重要

である。早期化・長期化する現在の就職・採用活動の在り方は改善されるべきであるが、企業を含めた「外の世界」を知る機会はむしろ早期から整備していく必要がある。大学のキャリアガイダンスも、就活スキルの形成にのみ注力するのではなく、専門教育とも連携して、学生の職業的自立への主体的準備の支援を重視すべきである。また企業においても、実際の「仕事」とより強く結びついた採用方式を検討することが望まれるが、緩やかな職種別採用は、そのための一つの有力な選択肢であると考え。他方で、就職できない若者のための公的なセーフティネットの整備や、企業の採用における「新卒」要件の緩和も求めたい。

大学のみならず、企業・産業界、政府、就職支援産業、更には広く社会一般の人々において、この問題に対する関心が高まり、手を携えて取組みを進展させることを念願する。

「教育課程編成上の参照基準」と各大学における実際の教育課程の編成の関係



※ 重要なことは、学術会議が策定した参照基準をなぞることではなくて、各大学での教育課程編成において、上記のようなプロセスが実効的に機能していることである。



中央教育審議会大学分科会大学教育部会（第4回）での
日本学術会議における大学教育の分野別質保証の審議状況報告にかかる議事メモ

1. 日時 平成 23 年 8 月 22 日（月） 16:00～18:00
2. 場所 文部科学省東館 3 F 1 階特別会議室
3. 日本学術会議からの出席者（3 名）
 - 大学教育の分野別質保証推進委員会委員長 北原 和夫
 - 大学教育の分野別質保証推進委員会委員 吉川 裕美子
 - 大学教育の分野別質保証推進委員会委員 広田 照幸
4. 議事（日本学術会議関係抜粋）

(1) 大学教育の主要課題について（文部科学省）

○大学は歴史的・国際的に確立された考え方にに基づき成り立っていて、日本においても同様であり、教育基本法第 1 条で「教育は、人格の完成をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とあり学校教育共通の事柄としてある、それを受けて学校教育法第 83 条で大学の目的を規定しているが「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」とされ、そうした活動の成果として第 104 条で「大学は…、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を…授与するものとする」とされている。従って、我が国の大学については戦前からある大学あるいは新しい大学あるいは国公私を問わず、こういう教育基本法及び学校教育法の枠組みが共通に適用されているところである。こういった教育上の枠組みを単にきれいな言葉が書いてあるというだけではなく、今日的な文脈の中でどう考えていくのかといくことが課題である。1つは大学教育を通じた共通基盤の確立とあり、学士課程あるいは大学院における共通性の確立とされ、これに対して中教審として学士課程答申及び大学院答申を出している。2つ目は各大学の個性・特色の発揮とあり、これは機能別分化あるいはそうした分化していく中での各大学の使命の明確化といったテーマが従前からある。大学分科会全体としてはこれらの支援策をどう具体化するかということを議論している。また、上記2つを議論していく中で、考え方としてこれらの為のガバナンス強化の問題も出てくる。また、人材育成の観点から、震災後の我が国の人材育成の在り方や社会全体の変化の中で教育をどうするのかという点が全体の問題意識としてある。

学士課程答申は学士力の定義が分野を横断する形で定義されている。それを受けて、3つの方針の明確化をはじめとする様々な改革がなされてきた。しかしその反面まだ検討課題は残っているという大学分科会全体の議論があった。そして大学分科会における2年ほどの検討として、公的な質保証としての設置基準、設置認可、

認証評価の改善に関して議論して頂いてきていて、そうした議論の流れとして2つの大きな制度改正をしている、教育情報の公表及び就業力の向上という観点から制度改正がこの春から始まっている。こういった学士課程答申後の大学分科会の議論があり、それと並行して学士課程に係る検討の展開として、学士課程答申を出した頃から、分野別の到達目標の設定あるいは人材の開発という問題意識があり、そういった検討にあたっては分野ごとの多様性ということもあるので、一つ学術会議において分野別の質保証について検討を依頼したところである。またその他にも文科省として、高度専門職業人養成の観点から支援をしていることもある。こういう全体の枠組みがある。

○これまでの議論を整理すると、大学教育を通じた共通基盤の確立となっているが、学士課程答申及び大学院答申においては、いわゆる学士力あるいはそれぞれの学位プログラムに関わる議論がなされてきた。ただ例えば大学に関する一律に一つの学士力の質の保証の基準を設けるというのは問題ではないかという議論もあり、また、学士力については各大学の個性・特色の発揮、機能別分化と関わって学士力の確立を考えていく必要もあるのではないかという議論もある、その両者を実践していくための大学のガバナンスということが3つ目の論点として出てきた。本日はその共通基盤の確立あるいは学士力の概念について学士課程答申で分野を横断する学士力の要素が定義されているが、一方で分野別の到達目標の設定であるとかコア・カリキュラムの必要性も議論されていて、日本学術会議においてその分野別の質保証に関して議論をして頂いている。その学術会議における分野別の質保証にかかる審議の状況について報告頂き意見交換を致したい。(部会長)

(2) 日本学術会議における大学教育の分野別質保証の審議状況について (北原委員長)

○学術会議では3年前の中教審大学分科会の学士課程教育の構築に向けて(審議のまとめ)を受けて大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会を発足させ審議を進め、昨年8月に回答を出した。その後新たに大学教育の分野別質保証推進委員会を発足させ分野別の教育課程編成上の参照基準を策定すること及びそれをどう広めていくかについて、また、学位に関する問題等を検討している。このような一連の流れの中で私たちが基本的に大事にしてきたことは、大学に関わる各ステークホルダーたちの間でコミュニケーションを図ることであり、国大協、公大協、私大団連、大学基準協会等々の様々な団体等機関と共同で審議を行うと伴にシンポジウム等も開催した。その成果として纏められたものが回答である。

分野別の質保証の枠組みに係る提言の内容として3つの考え方を示している、1つ目は大学教育の多様性を損なわず大学の自律的質保証を維持していること、2つ目は、ユニバーサル化の時代にあって学生が専門的職業人としてあるいは市民として生きていくことが意図されていること、3つ目は、各学問分野の特性を検証して学生や社会にとって各分野の教育内容が明示され可視化されることとしている。その

ために分野別の参照基準が必要であると述べ、今実際に各分野別の参照基準の策定を進めてきている。それから回答では外にも2つ提言している、2つ目は教養教育についてであり、21世紀型の市民性を念頭に置いた教養教育の在り方、教養教育が専門教育の前段階であるという考え方の脱却を提案している、3つ目は大学教育と職業との接続に関する考え方を示している。

今審議を進めている参照基準についての考え方であるが3点あり、1つ目は各学問分野に固有の特性を提示していこうということ、これは各分野に固有の世界の認識の仕方に加え世界への関与の仕方について検討していくということである、2つ目はそれに基づきすべての学生が身に付けるべき基本的な素養は何かということ、3つ目は学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方は何かについて定義するという点であると提案した。実はこのような動きは既にイギリスの方でも始められていて、大学関係者だけでなく学会等も参加し各分野別の学習の基本的な考え方を定義している。

学位に付記する専攻分野については実際の学習内容を明示していくべきと中教審の答申で懸念が述べられているところだが、これについても検討を行ってきており、現状では基本的には学科名称と学習内容とは区別して考える必要があるのではないかとこの方向で議論が進んでいる。

○参照基準がどう使われるのかということ、学術会議がそれぞれの分野毎の参照基準を策定していき、それを各大学が参照してそれを参考にしながら学術的な基盤の上に立ち、それぞれの大学の状況に合わせたカリキュラムを作って頂き、その後そのモニタリングを通して点検・改善をしていくような形で使われていくことを想定している。(広田委員)

- (3) 現時点での各分野の審議の状況～実際に参照基準の策定に着手する前提となる大きな方向性についての検討～(広田委員)
- (4) 学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会における審議状況(吉川委員)
- (5) 意見交換

○基本的に賛成であり早く提言を出して頂きたいと考えるが、特に学位の問題は学科の名称なのか何なのか良く分からない名称がたくさん出てきていて、何を学んで来たのかさっぱり分からないというようなことが良く見られる。国際的に通用しないとなると、折角日本の教育は悪くなく外国に通用するものがたくさんあるのに、学位だけを見ると何が何だか分からないということになってしまう。留学生も多く日本に来るし、逆に日本の学生も海外にたくさん行くので、特に留学生の場合は学位が分からなければ本当に何を勉強したのかが分からなくなってしまうので深刻である。是非学位に何を書くかということではなくて、何を勉強したかが分かるような学位名称にして頂きたいという基本的な方針を早く出して頂きたい。(部会委員)

○EUの方ではボローニャ・プロセスにより、ディプロマ・サプリメントで何を勉強

したのかあるいは各大学及び国の教育システムがどうなっているのかなどについて非常に明快に記載する制度も導入されている。(北原委員長)

- 学位の名称については現状がカオス状態になっているので方向性を示す必要があると思うが、質保証推進委員会の設置期限が平成 26 年 3 月 31 日となっているが、それまで学位の方向性は結論として出せないのか、あるいは分野別の参照基準の中身を検討することはおそらく同時並行できないことは理解できるが、学位の名称問題は逆にそれと一体として結論を出す必要があるのか。(部会委員)
- 関連して、分野別の参照基準の審議の進捗状況が大きく違っているが、どういう対応をするのか。(部会委員)
- 学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会は設置期限を平成 23 年 12 月 31 日としているのでそれまでには一定の結論が出せるものと考えている。また、各分野別の参照基準の審議の進捗状況についてだが、これは分野によって温度差があるので、危機感を持っている分野は積極的であるが、また我々親委員会の分野別質保証推進委員会の委員も加わって議論をしているので一度に 10 や 20 も同時並行で議論できない、現状の 2 分野に加えて理工系から 1 分野、それに若干を加えた数で 1 年間議論を進めて参ろうと考えている、一つのモデルができると次は少しやり易くなると思うので、できれば 3 年間で 30 程度の分野の策定をしていきたい。(北原委員長)
- 色々な方面から纏めようとしていてとても熱意が伝わってくるが、伺いたいのは、第二部の学士課程の教養教育の在り方についてである。少し抽象的あるいは現状というより過去の事のような感じがしないでもない。専門教育との関係では多少違っている部分もあるのではないか。学士課程教育の構築に向けての中では、分野横断的に 3 つの統一性を考えるということになっていて、それは一般教育と専門基礎と専門としている。このことについて議論をしたのか、要旨を一見した限りではあまり言及がされていないようである、そのような一般教育と専門基礎と専門の構造的な関連が示されれば誠にありがたい。またそれが「教育課程編成上の参照基準と各大学における実際の教育課程の編成の関係」の中に多少なりとも入れることができないだろうか。(部会委員)
- 現在の大学で行われている教養教育の多様性を認めつつ、その原点が民主主義社会を支える市民の育成にあることを再確認することが重要であると考えている、つまり専門教育と教養教育を分けて考えるべきで、現状の教養教育を前期に位置づけて専門教育の基礎とする考え方から脱却すべきであるという提案である。教養教育と専門教育をどのように組み合わせるかというのは各大学で行われるべきことであり、それは色々な組み合わせがある。例えば専門教育の中に教養的な要素も充分入れられる、それは参照基準の中でも明確に謳おうと考えているが、それに加えて市民としての連帯の背骨となるような形の新たな知の共通基盤を形成すること、コミュニ

ケーション能力であり、それは一方的な情報伝達ではなくむしろ相手の話を聞く力が大事である、語学教育やインターネット教育にも教養的な要素は入れられるという事を回答では述べている。(北原委員長)

- 教養教育と一般教育は同じではないのではないかと。そしてカリキュラムの中の一般教育の位置付けがはっきりしていないのではないかと。一般教育と専門基礎と専門そのすべてを含めてカリキュラムを作る必要があるが、それと教養教育との関係はどうなるのか。(部会委員)
- 回答では、後ろ向きではなく前向きに新しい時代の教養教育を考えるべきであり、そのような新しい教養教育の在り方を学術会議として取り纏めた。(広田委員)
- 産業界から見たときに、学術会議が分野別質保証に係る審議をしているということは大変うれしく思う。産業界としてはこの 20 年間の反省を踏まえて、今後は採用にあたって大学での教育内容を尊重してきたいと考えている。そういう意味では分野別に学びの質が保証されているということは大変うれしいことである。

30 年前を考えた場合、今の時点とでは大学進学率などの状況が全く違っていて、かつては二つの理由により大学での教育内容を企業は問わないと豪語していた、企業に入った後でも教育ができるし、進学率が 20% の時代であれば大学に入学できるだけでそれなりの力があることを証明できていたこと、経済が右肩上がりの状況では企業の特殊な知識だけを持っていれば経済成長に乗っかっていけるという自信が各企業にあったことなどである。ところがここに来て大学進学率が 5 割を超え質の保証ができなくなり、また、企業自身がグローバルの競争の中に巻き込まれて方向性を見失う中、企業の個別特殊能力だけでは余り意味を持たなくなり汎用的な知識を持っている若い人たちの知恵が欲しいという状況になってきた。そのときに分野別の質保証などにより可視化されているということは企業にとっても採用がし易いことに加え学生とのコミュニケーションも取れるようになる。

しかし、800 に近い大学がある中でそのすべてに共通する質の保証というのは非常に難しいと思うが、そこをどう考えているのか。(部会委員)

- 各大学毎に人的・物的資源には違いがあるし、それぞれの学生にも違いがあるのは当然であり、そのすべてを同じように扱うことはできない。だが例えば物理学あるいは自然科学を学んだものは少なくともこういう考え方はできるということは言えるのではないかと、我々はそれを代弁していきたい。それにより能力のある学生とそうではなく一つの事しかできない学生が話をできるような社会にしていきたい。それは更に専門の中だけではなく専門を越えてお互いに何を学んでいるのかが少なくとも共感でき分かり合えるような社会にしていなければならないと考えている。つまりスーパーマンをつくるのではなくて、共に協働していけるような社会を作っていくということが非常に大切なテーマとしてある。(北原委員長)
- 各大学で実践的なものを教えるのか学術的なものを教えるのか、あるいは高度なこ

とを教えるのか基礎的なことを教えるのかというのは大学によって違っては良く、しかしある学問を学ぶことで共通に身に付く能力は絶対あるはずだという考え方がある。(広田委員)

- 例えば経済学部を卒業しても簡単な経済問題について全く答えられないという学生も現実にいるので、最低限経済学士であればここまでできる、それが出来なければ大学は卒業させるが学士号は出さないというようにするべきであり、卒業=学士というのが一番の問題なのではないか、卒業と学士号の授与を分けてみたら如何か。(部会委員)
- その問題は参照基準とは直接関係がないが、経済学士に値しないという場合には大学の教育が悪いということもあり、その辺りは非常に曖昧なままに動いているので、そこははっきりさせる必要があると思う。(北原委員長)
- この問題は質保証問題の一番悩ましいところであるので、引き続き議論を重ねていく所存である。(部会委員)
- 去年の学術会議の回答の中では医学、歯学、薬学、獣医学などは除くということであったが、そのような分野についても参照基準を作りたいという話も良く聞く、学術会議としてそのような資格制度あるいはそれに関連する分野についてどのようなスタンスを取るのか、それから文科省との連動はあるのか、その関係性をどう考えているのか。(部会委員)
- そういう声があることは我々も認識していて、例えば、医学は国家試験の中にあるが果たしてそれだけでいいのか、例えば社会的な説明責任であるとか、世界との関わり方であるとかという部分は国家資格だけでは分からないと思うので、もう少し別な説明の仕方もあるのではないかとということも今後検討していきたい。(北原委員長)
- 最初のころの教育部会で医療系に関するモデル・コア・カリキュラムの状況等について報告をしたが、そこで申し上げた通り、それは文科省として作ったものではなく、医療系におけるカリキュラム等も大学関係者の方々のご意見を伺いながら作成しているものであるので、ここでも色々な形で現状の改善を図っていくことが大事である。(文科省)
- この程度までできれば学士として認めるというようなイメージで理解したが、そうすると例えば高校までの勉強は学習指導要領があり達成度がありいかに答えがある問題を正確に答えに到達できるかということを使命としているが、本来学問というのは答えがない問題をいかに自ら問い学び切り開いていくかということだと思うのだが、学士についてもその枠を決めていくということになると、学問の追求だとかいうようなことは大学院で学ぶという定義になるのか。(部会委員)
- そうではなく基本的な考え方などを提案していきたい。そうすると解けない問題をどうするのかということになってくるが、それはそれぞれの大学が高等教育の目標

【機密性 2 情報】

としてきちんと提案すれば良く、参照基準というのはその教育内容の学びのコアになる部分を初等中等教育も含めて社会に見せることであり、要するに可視化するということがもう一つの役割としてあると思う。(北原委員長)

○この議論はまた重ねて行う機会を設けたいと思うので、よろしくをお願いします。(部会委員)